

クミアイからの おしらせ (第92号)

平成23年7月19日
香川県トラック総合配送センター協同組合
メールアドレス haisosenta@mc.pikara.ne.jp
ホームページ <http://wwwc.pikara.ne.jp/haisosenta>

【高速道路での車両制限令違反防止について(重要なお知らせ)】

当組合員においてセミトレーラのドライバーが今年の1月から3月末までの間に、東・中・西日本高速道路(株)の各高速道路において3回の車両制限令違反を繰り返し、道路管理者から措置命令書が交付され、四半期において車両制限令違反による違反点数が30点を超えたので車両制限令講習会参加対象となり、組合所在地の西日本高速道路(株)四国支社から会社の運行管理者及び組合(専務理事)に対して、平成23年6月27日開催の講習会出席の通知があった。

約1時間の講習後、違反組合員には警告書、当組合には注意文書の交付があった。この事案は平成16年に他組合員が同講習会受講から7年ぶりの呼び出し。

今回の違反の原因は、特殊車両通行の許可を受けていながら、本来の許可経路外の高速道路を走行したため車両制限令(経路・総重量)違反となったもの。

今後の車両制限令違反のペナルティとしては、この組合員が7月から9月の四半期に再度違反を繰り返し、再度講習会対象となれば、**組合員単位で割引停止(30点以上から60点未満)か利用停止(60点以上)**(約款第23条1項4号)となる。また当組合に関しては、今後、2年間に他の組合員も含めて車両制限令違反で講習会参加対象となれば、それは当組合自体のペナルティ追加となりカウントされます。組合が2年間で3回(残り2回)の呼び出しを受けると、**組合全体が割引停止の措置**(約款第24条1項4号)、約款第23条に基づく割引(利用)停止期間中に違反をした場合**組合全体が割引停止**(約款第24条1項3号)と**か利用停止**(約款第24条2項8号)となります。さらに最悪の場合は**契約者資格の取り消し**(約款第25条1項14号)となります。**全組合員様、高速道路では絶対車両制限令違反を起こさないよう**に対策と指導をお願いします。

なお、組合に**研修用のVHSビデオテープ「車両制限令」**が5巻あり、希望組合員様に**貸し出します**のでお申し出ください。放映時間は約17分間です。

【新規組合員加入促進等に関するアンケートに結果について(速報)】

全組合員様にアンケートをお願いしましたところ全組合員83名様からご回答いただきました。一番多かったのが1、「条件付で認めて良い」で53社(64%)、次は、3、「わからない」の27社(33%)、2、「これ以上増やす必要はない」は2社、記入無しが1社でした。14件の貴重なご意見・ご提言ありがとうございました。

加入を認める場合の条件等については、これらのご意見を参考に今後の理事会において検討します。

【東北地方の高速道路の無料化の措置関係について】

東北地方の当面の復旧・復興の支援措置として、6月20日午前0時からNEXCO 東日本の路線の東北地方の無料措置対象路線内のICを発地か着地のいずれかを利用する中型車以上の車両は**入口、出口とも一般レーン**を通行すれば無料に。本四高速は有料だが**ETC割引**の適用を**希望**する場合は、**料金所係員にその旨を申し出て**ETCカードで支払う。ただし、本四高速を利用した場合でも、東北地方からの下りの場合は、本四高速道路のICまでならば、本四高速の料金は徴収されず無料となる。

なお、**通行止め時における途中での支払った高速料金の返金の取り扱い方**については、通行止め発生の**収受員にその旨を申し出て、通行料金返金申請書**を貰う。具体的な指示事項・内容は申請書に書かれているので通行料金返金申請書に必要事項を記入して、必ず**2週間以内**に**申請**を。

【組合員会社の代表者変更について】

協同エース物流(株) 新代表取締役 尾方 雄二氏 (変更、平成23年6月8日)

【会社の住所変更について】

下笠居運輸(株) 新住所 高松市亀水町919番地76 (変更、平成23年7月4日)

トピックス	★首都高速道路(株)から通行止めのお知らせ(下欄)★ ★阪神高速道路(株)から通行止めのお知らせ(裏面)★	★ 車両不一致状況及びETC走行レーンにおける運行速度大幅超え通知 ★
	・八重洲線 八重洲トンネル(南行き) 神田橋JCT→西銀座JCT 7月26(火)22時～翌朝6時まで ・中央環状線(内回り) 滝野川入口 8月22日(月)22時～10月20日(木)22時まで	6月走行に係る西日本高速道路(株)からの 車両不一致通行違反の注意警告はありませんでした。ETCカードの確認は確実に！！ 一人ひとりが責任を持って確認しよう
	★ 車両制限令違反の警告 ★ 6月27日付け西日本高速道路(株)四国支社長から(株)北四国産業に対して改善措置を図る警告文書を交付	ETC走行レーンにおける運行速度大幅超え通報もありませんでした。ETCレーン走行においては定められた速度(20km/h以下)に減速するようご指導を。